

実労働時間に応じた助成額の計算方法について（平成 31 年 4 月 1 日付）

1. 共通ルール

(1) 「実労働時間」とは

- ・ 所定内労働時間のみならず、所定外・時間外労働、休日労働を含む総労働時間（有給休暇を含む。）とする。
- ・ 賃金台帳の「労働時間数」で確認する。

(2) 「平均実労働時間」とは

- ・ 支給対象期または月単位の実労働時間から、週当たりの平均を算出した時間を指す。

(3) 平均実労働時間の出し方

① 支給対象期の平均実労働時間

【算出式 1】

支給対象期の実労働時間 × 7 日 / 支給対象期の暦日数

例) 750 時間 × 7 日 / 183 日 = 28.6 時間

② 月単位の平均実労働時間

【算出式 2】

当該月の実労働時間 × 7 日 / 当該月の暦日数

例) 120 時間 × 7 日 / 30 日 = 28.0 時間

(4) 平均実労働時間の最低基準

対象労働者区分毎の平均実労働時間の最低基準は、「短時間以外」は 24 時間、「短時間」は 16 時間とする。

2. 支給額の算定

(1) 支給額の適用

平均実労働時間と最低基準との関係において、以下のとおり支給額を適用（※）する。

- ・ 平均実労働時間が 24 時間以上の場合 → 「短時間以外」の助成額を適用
- ・ 平均実労働時間が 24 時間未満 16 時間以上の場合 → 「短時間」の助成額を適用
- ・ 平均実労働時間が 16 時間未満の場合 → 支給なし

（※）雇用契約上の所定労働時間に基づく対象労働者区分の助成額を上限とする。

<助成額の判定表>

平均実労働時間 対象労働者区分	短時間以外 (24 時間以上)	短時間 (16~24 時間未満)	支給なし (16 時間未満)
短時間以外	短時間以外	短時間	支給なし
短時間	短時間	短時間	支給なし

(参考) 月の暦日数と実労働時間別 早見表

月の実労働時間 暦日数	短時間以外 (平均 24 時間以上)	短時間 (平均 16 時間以上)	支給なし (平均 16 時間未満)
31 日 (1・3・5・7・8・10・12 月)	107 時間以上	71 時間以上	71 時間未満
30 日 (4・6・9・11 月)	103 時間以上	69 時間以上	69 時間未満
28 日 (2 月)	96 時間以上	64 時間以上	64 時間未満
29 日 (閏年の 2 月)	100 時間以上	67 時間以上	67 時間未満

(※) 月の実労働時間に 1 時間未満の端数が生じる場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。

(2) 支給額の算定方法

- ① 支給対象期の平均実労働時間が、1. (4) の最低基準以上である場合には、対象労働者区分の助成額を支給する。(実際に対象労働者へ支払った週あたりの賃金額が[最低賃金×30 時間]を下回る場合を除く。)
- ② 支給対象期の平均実労働時間が最低基準未満である場合には、月単位で実労働時間が最低基準以上になっているか判定し、最低基準以上になっている月数について【算出式 3】により支給額を算定する。

【算出式 3】

支給額 = 対象労働者区分毎の助成額 × 最低基準以上の月数 / 6 月

- ③ 対象労働者区分に変更(短時間以外→短時間)があった場合には、②と同様に【算出式 3】により支給額を算定する。
※支給対象期の途中で離職した場合、原則支給しない。
※支給対象期途中で短時間→短時間以外に変更となっても支給額は増加しない。

(3) 支給額の合算

②または③について、同一の支給対象期内で、「短時間以外」と「短時間」の両方が適用される場合には、区分毎に支給額を算定(助成額に 1 円未満の端数がある場合には切り捨て)して得た額を合算する。

(4) 支給額の適用に関する例外

- ① 「短時間以外」の対象労働者で、実際に支払った週あたりの賃金額が[最低賃金×30 時間]を下回る場合は、(2) ②及び(3)を適用し支給額を算定する。
- ② 対象労働者が「短時間」であり、対象労働者の各々の支給対象期における労働に対する賃金が中小企業事業主への支給額を下回る場合は支給しない。

3. パターン別

(1) 支給対象期の平均実労働時間が最低基準以上だった場合 2. (2) ①

(例) 中小企業、高齢者、「短時間以外」

支給対象期の実労働時間計：750 時間

支給対象期の暦日計：183 日

週当たりの賃金額：30,000 円 [最低賃金時給額×30 時間以上]

支給対象期の週平均実労働時間：28.6 時間 → ≥ 24 時間のため、「短時間以外」の助成額を全額支給

助成額 (短時間以外) 300,000 円

※週当たりの賃金額が[最低賃金時給額×30 時間未満]の場合は、**2. 支給額の算定** (4)

①の取扱いを適用する。

(2) 支給対象期の平均実労働時間が最低基準未満だった場合 2. (2) ②

⇒ 月単位の平均実労働時間を求め、月ごとに判定し、合算した額を支給。

(例) 中小企業、高齢者、「短時間以外」

①支給対象期の平均実労働時間の算出

支給対象期の実労働時間計：620 時間

支給対象期の暦日計：183 日

週当たりの賃金額：30,000 円 [最低賃金時給額×30 時間以上]

支給対象期の週平均実労働時間：23.7 時間 → < 24 時間のため、月単位の平均実労働時間を求め、月ごとに判定し、合算した額を支給

②月単位の平均実労働時間を算出

	実労働時間	暦日数	平均実労働時間	
1 月目	120 時間	30 日	28.0 時間	→ ≥ 24 時間のため、「短時間以外」
2 月目	120 時間	31 日	27.0 時間	→ ≥ 24 時間のため、「短時間以外」
3 月目	120 時間	31 日	27.0 時間	→ ≥ 24 時間のため、「短時間以外」
4 月目	60 時間	30 日	14.0 時間	→ < 16 時間のため、「支給なし」
5 月目	100 時間	31 日	22.5 時間	→ $16 \leq h < 24$ 時間のため、「短時間」
6 月目	100 時間	30 日	23.3 時間	→ $16 \leq h < 24$ 時間のため、「短時間」

「短時間以外」(30 万円) × 3 月 / 6 月 = 150,000 円 ①

「短時間」(20 万円) × 2 月 / 6 月 = 66,666 円 (円未満切り捨て) ②

① ②=助成額

150,000 円 + 66,666 円 = 216,666 円

※短時間労働者の場合、支給対象期における賃金額が中小企業の区分の支給額を下回る場合は支給されない。

(3) 支給対象期の途中で短時間労働者への契約変更が行われた場合 2. (2) ③

⇒ 月単位で平均実労働時間を求め、月ごとに判定し、合算した金額を支給。

なお、月の途中で短時間労働者への変更が行われた場合、変更日が属する月については、短時間労働者区分の助成額を適用する。

(例) 中小企業、高齢者、4月目の途中から「短時間以外」→「短時間」に変更

	区分	実労働時間	暦日数	平均実労働時間	
1月目	短時間以外	120時間	30日	28.0時間	→ ≥ 24 時間のため、「短時間以外」
2月目	短時間以外	120時間	31日	27.0時間	→ ≥ 24 時間のため、「短時間以外」
3月目	短時間以外	100時間	31日	22.5時間	→ $16 \leq h < 24$ 時間のため、「短時間」
4月目	短時間	100時間	30日	23.3時間	→ 区分変更が行われたので「短時間」
5月目	短時間	60時間	31日	13.5時間	→ < 16 時間のため、「支給なし」
6月目	短時間	120時間	30日	28.0時間	→ ≥ 24 時間であるが、区分が「短時間」なので、「短時間」

「短時間以外」(30万円) × 2月 / 6月 = 100,000円 ①

「短時間」(20万円) × 3月 / 6月 = 100,000円 ②

①+②=助成額

100,000円 + 100,000円 = 200,000円

(4) 支給対象期の途中で離職した場合

原則、支給しない。(自己都合離職を含む。)

(5) 支給対象期の途中で最低賃金の減額特例の適用又は非適用が行われた場合

⇒ 最低賃金の減額特例が適用されている日が属する月については、規定の助成率をかけて計算。それ以外の月は、月単位の平均実労働時間を求め、月ごとに判定し、合計した金額を支給。

※ 月の途中で減額特例の適用の変更があった場合には、変更日が属する月については減額特例の助成率を適用。

(例) 中小企業、知的障害者、短時間区分、4月目から一般 → 減額特例

	実労働時間	暦日数	平均実労働時間	賃金	
1月目	60時間	30日	14.0時間	4.2万円	→ < 16 時間のため、「支給なし」
2月目	100時間	31日	22.5時間	7万円	→ $16 \leq h < 24$ 時間のため、「短時間」
3月目	100時間	31日	22.5時間	7万円	→ $16 \leq h < 24$ 時間のため、「短時間」
4月目	100時間	30日	23.3時間	5万円	→ 減額特例の助成率を適用
5月目	100時間	31日	22.5時間	5万円	→ 減額特例の助成率を適用
6月目	100時間	30日	23.3時間	5万円	→ 減額特例の助成率を適用

「短時間」(20万円) × 2月 / 6月 = 66,666円 (円未満切り捨て) ①

4~6ヶ月の賃金計(15万円) × 助成率1/3 = 50,000円 ②

①+②=助成額

66,666円 + 50,000円 = 116,666円

※ (1) ~ (5) のいずれの例においても、支給対象期中全ての月の平均実労働時間が週当たり16時間未満の場合は、助成額は0円となります。